

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤</p> <p>六の三 （略）</p> <p>六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤</p> <p>六の五〜六の十一 （略）</p> <p>七〜十九の二 （略）</p> <p>十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含有する製剤</p> <p>十九の四〜十九の六 （略）</p> <p>二十〜二十四の五 （略）</p> <p>二十四の六 プロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤</p> <p>二十四の七 （略）</p> <p>二十五〜三十一 （略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六の二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六の三〜六の九 （略）</p> <p>七〜十九の二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九の三〜十九の五 （略）</p> <p>二十〜二十四の五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十四の六 （略）</p> <p>二十五〜三十一 （略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(106) (1) (105) (略)

二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベン
 ジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー
 ―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト
 、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ
 ンジルⅡ(E)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー
 ―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト
 、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ
 ンジルⅡ(Z)―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパー
 ―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト
 、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ
 ンジルⅡ(EZ)―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロ
 パー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシ
 ラ―ト及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメ
 チル)ベンジルⅡ(E)―(一S・三S)―三―(二―シアノプ
 ロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキ
 シラ―トの混合物(二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メ
 トキシメチル)ベンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―
 シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパン
 カルボキシラ―ト八〇・九%以下を含有し、二・三・五・六―テ
 トラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(一
 R・三R)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―
 ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト一〇%以下を含有し、
 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベン

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(新設) (1) (105) (略)

ジルⅡ (Z) | (一S・三S) | 三 | (二シアノプロパー |
 エニル) | 二・二 | ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二
 %以下を含有し、二・三・五・六 | テトラフルオロ | 四 | (メト
 キシメチル) | ベンジルⅡ (EZ) | (一RS・三SR) | 三 | (二
 シアノプロパー | エニル) | 二・二 | ジメチルシクロプロ
 パンカルボキシラート | %以下を含有し、かつ、二・三・五・六
 | テトラフルオロ | 四 | (メトキシメチル) | ベンジルⅡ (E) |
 (一S・三S) | 三 | (二シアノプロパー | エニル) | 二・
 二 | ジメチルシクロプロパンカルボキシラート | 〇・二%以下を
 有するものに限る。 | 並びにこれを含有する製剤

(107) |
 (170) |

(略)

三十三 (略)

三十三の二 | 二 | (ジエチルアミノ) | エタノール及びこれを含有する
 製剤。ただし、二 | (ジエチルアミノ) | エタノール | 〇・七%以下を
 含有するものを除く。

三十三の三 (略)

三十四 | 百九 (略)

(略)

2

(106) |
 (169) |

(略)

三十三 (略)

(新設)

三十三の二 (略)

三十四 | 百九 (略)

(略)

2